

# 第二次 徳島県再犯防止推進計画

令和 7 年 7 月

徳島県

## はじめに

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）が成立、施行されましたが、同法においては、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること（第 4 条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務（第 8 条第 1 項）が課されています。

本県では、平成 29 年 12 月に閣議決定された国の「再犯防止推進計画」（以下「国計画」という。）を勘案し、令和 2 年 3 月に「徳島県再犯防止推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、本県の実情に応じた施策を展開しながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んで参りました。

犯罪をした者等の中には、罪を償って矯正施設を出所し、社会に復帰しようとしたものの、社会経験の不足や高齢・障がい、貧困、周囲の理解不足等の理由により住居や就労先を確保できなかったり、社会に受け入れられずに生きづらさを感じて、再び犯罪に手を染めてしまうケースが少なくありません。

再犯を防止するためには、国、県、市町村、民間団体等が連携し、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう支援する必要があります。

第一次計画の取組を踏まえた本県の再犯防止の状況をみると、令和 6 年中に県内で認知された刑法犯検挙者数は 839 人、うち再犯者数は 375 人であり、第一次計画の基準年である平成 30 年と比較すると、検挙者数は 910 人から 839 人、再犯者数は 444 人から 375 人といずれも減少しています。しかしながら、検挙者数、再犯者数ともに令和 4 年から令和 6 年にかけて 2 年連続で増加しており、特に令和 5 年から令和 6 年にかけては、検挙者数は 690 人から 839 人、再犯者数は 298 人から 375 人といずれも大きく増加しています。

そのため、令和 5 年 3 月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」（以下「国第二次計画」という。）の内容を勘案し、引き続き再犯防止施策を総合的・計画的に取り組むべく、「第二次徳島県再犯防止推進計画」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。

今後とも引き続き、広域自治体としての県の役割を踏まえ、国、市町村、民間団体等と密接な連携を図り、切れ目のない“息の長い”支援に取り組んで参ります。

## 目 次

### I 再犯防止推進計画策定の目的

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 第1 徳島県再犯防止推進計画の位置付け ..... | 1 |
| 第2 基本方針 .....             | 1 |
| 第3 計画期間 .....             | 2 |

### II 再犯の防止等に関する施策の成果指標

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 第1 再犯防止を取り巻く状況（第一次計画の振り返り） ..... | 2 |
| 第2 再犯の防止等に関する施策の成果指標 .....       | 3 |

### III 今後取り組んでいく施策

#### 第1 就労・住居の確保のための取組

|               |   |
|---------------|---|
| 1 就労の確保 ..... | 5 |
| 2 住居の確保 ..... | 9 |

#### 第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 高齢者又は障がいのある者に対する支援 ..... | 12 |
| 2 薬物依存症者に対する支援 .....       | 14 |

#### 第3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施のための取組

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 非行の防止 .....           | 17 |
| 2 学校等と連携した修学支援の実施 ..... | 19 |

#### 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施 ..... | 21 |
| (1) ストーカー加害者に対する指導等 .....       | 22 |
| (2) 暴力団員の社会復帰に向けた指導等 .....      | 22 |
| (3) 性犯罪をした者に対する指導等 .....        | 23 |
| (4) DV加害者に対する指導等 .....          | 24 |

#### 第5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1 民間協力者の活動の推進 ..... | 25 |
| 2 広報・啓発活動の推進 .....  | 29 |

#### 第6 地域による包摂を推進するための取組

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 地域による包摂の推進 ..... | 31 |
|--------------------|----|

|            |    |
|------------|----|
| 用語解説 ..... | 36 |
|------------|----|

|            |    |
|------------|----|
| 参考資料 ..... | 38 |
|------------|----|

## I 再犯防止推進計画策定の目的

### 第1 徳島県再犯防止推進計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める計画として策定します。

また、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」や「“未来へつながる”とくしま地域福祉プラン～徳島県地域福祉支援計画～＜第4期＞」等の関連する計画と連携を図ります。

### 第2 基本方針

国の「第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）」において設定されている5つの基本方針を踏まえて、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、次の重点課題に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進

＜参考＞国の再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

### 第3 計画期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

## Ⅱ 再犯の防止等に関する施策の成果指標

### 第1 再犯防止を取り巻く状況（第一次計画の振り返り）

第一次計画（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）では、対策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、再犯防止等に関する取組を進め、達成状況を毎年「徳島県再犯防止推進協議会」で検証してきました。

【成果指標：刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和6年度末までに平成30年から20%以上減少させる。】

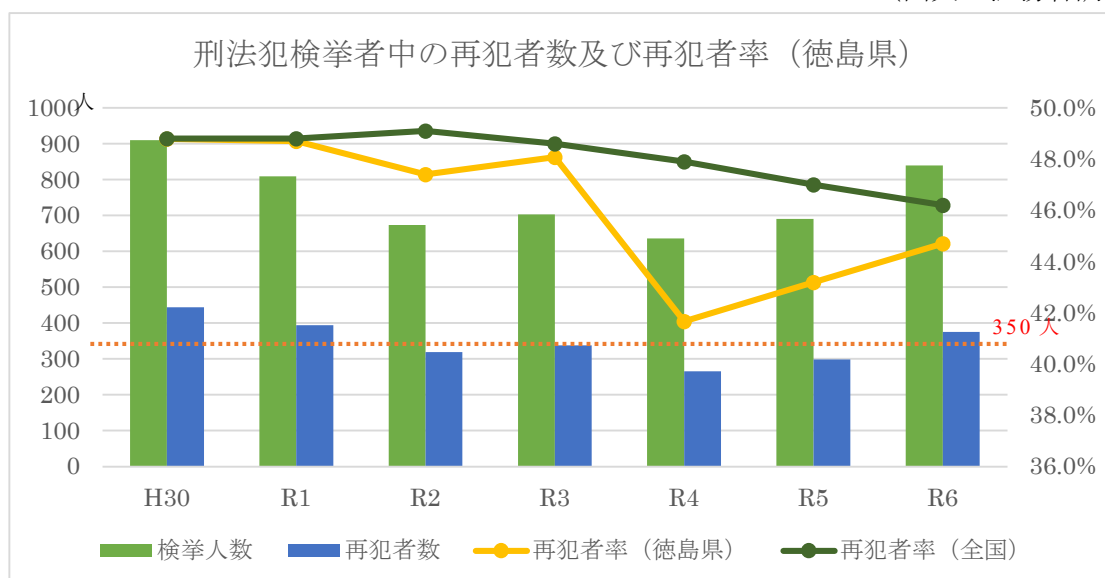
平成30年 444人

目標値 350人（令和6年度末）

（単位：人）

|          | H30年  | R元年   | R2年   | R3年   | R4年   | R5年   | R6年   |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 刑法犯検挙人員数 | 910   | 809   | 673   | 703   | 636   | 690   | 839   |
| うち再犯者数   | 444   | 394   | 319   | 338   | 265   | 298   | 375   |
| （参考）再犯者率 | 48.8% | 48.7% | 47.4% | 48.1% | 41.7% | 43.2% | 44.7% |

（出典：法務省調査）



徳島県の再犯者数は、平成30年から令和2年にかけて、毎年対前年比で10%以上減少しており、令和2年の再犯者数は319人と、目標値の350人を下回りました。その後、令和3年は、再犯者数は338人と前年よりやや増加しま

したが、令和4年は、再犯者数は265人と対前年比で20%以上減少しました。

ところが、令和5年には再犯者数は298人と対前年比で10%以上増加しています。さらに、令和6年の再犯者数は375人と、前年に比べて25%以上増加しており、第一次計画の目標値である350人以下（令和6年度末）の達成は困難な状況です。

特に窃盗犯や暴行・傷害などの粗暴犯等が増加しており、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増加が一定程度影響しているとみられます。

なお、第一次計画では、再犯者率は指標として設定されておりませんが、参考として再犯者率を検証すると、平成30年から令和3年までは、全国の再犯者率とほぼ同様（約48%）でしたが、再犯者数が大きく減少した令和4年の再犯者率は、41.7%と大きく減少しました。ところが、令和5年は43.2%と増加に転じており、令和6年では44.7%と引き続き増加傾向にあります。

< 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国） >

（単位：人）

|          | H30年    | R元年     | R2年     | R3年     | R4年     | R5年     | R6年     |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 刑法犯検挙人員数 | 206,094 | 192,607 | 182,582 | 175,041 | 169,409 | 183,269 | 191,826 |
| うち再犯者数   | 100,601 | 93,967  | 89,667  | 85,032  | 81,183  | 86,099  | 88,697  |
| （参考）再犯者率 | 48.8%   | 48.8%   | 49.1%   | 48.6%   | 47.9%   | 47.0%   | 46.2%   |

（出典：法務省調査）

## 第2 再犯の防止等に関する施策の成果指標

### 1 成果指標

「第一次計画」から継続して再犯防止施策を推進するため、「第二次計画」の成果指標として、引き続き「再犯者数の減少」を設定します。

第一次計画期間中の再犯者数の推移に鑑みると、新型コロナウイルス感染症の影響による人流の変化等により大きく増減していることから、成果指標については、直近の状況も含め、長期的な視点で検討する必要があります。

そこで、第一次計画では、計画策定年度（令和元年度）の直近の再犯者数の確定値（平成30年：444人）を削減目標の基準値としていましたが、第二次計画においては、最新の統計値である令和6年の375人を基準値として採用します。

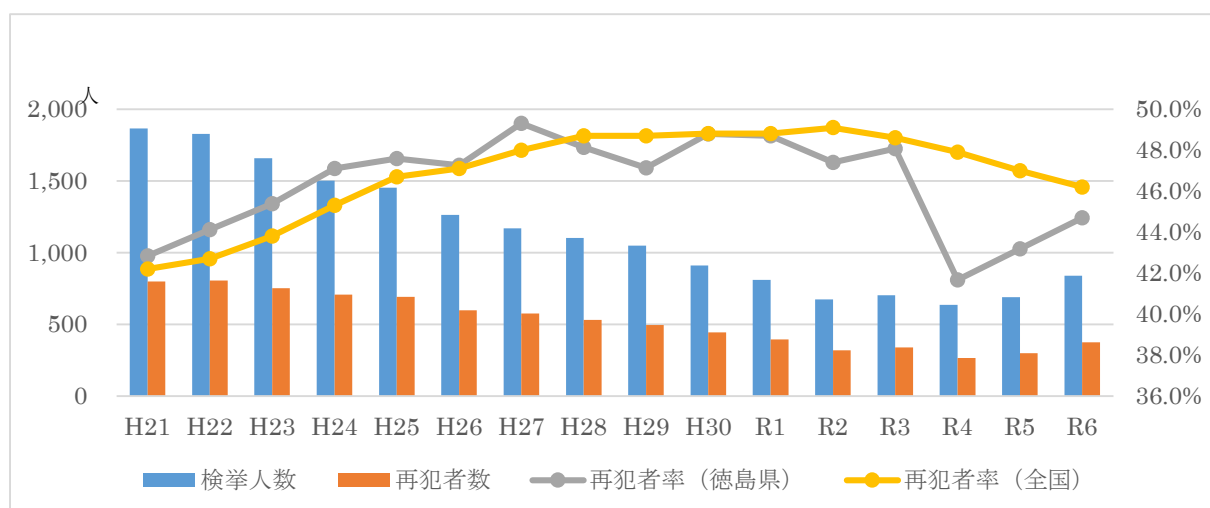
また、新型コロナウイルス感染症の影響前における検挙者数や再犯者率の長期的傾向を踏まえ、令和11年末までに再犯者数を40%減少させることを目指します。

【成果指標：刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和11年末までに令和6年値から40%減少させる。】

基準値 375人（令和6年）

目標値 230人（令和11年末）

なお、再犯者数の増減は、その時々々の社会情勢の影響も考えられることから、再犯防止施策の推進状況をより正確に把握するため、「再犯者率」についても参考とします。



## 2 第二次計画の管理、検証

第二次計画の推進にあたっては、行政（国、市町村）、関係団体（司法、更生保護、就労支援、福祉等）及び学識経験者で構成する「徳島県再犯防止推進協議会」において、情報共有を図り、再犯防止施策の進捗状況等の管理、検証等を実施します。

### Ⅲ 今後取り組んでいく施策

#### 第1 就労・住居の確保のための取組

##### 1 就労の確保

###### ア 現状及び課題

法務省の矯正統計調査によると、令和5年に全国で刑務所に再び入所した者（7,599人）のうち約7割に当たる5,428人が再犯時に無職でした。

また、法務省調査によると、本県では、令和5年に保護観察を終了した73人のうち、無職である者は24人（保護観察終了者全体の32.9%）でした。

＜保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（徳島県）＞ （単位：人）

|           | H30年  | R元年   | R2年   | R3年   | R4年   | R5年   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保護観察終了人員  | 94    | 87    | 91    | 72    | 92    | 73    |
| うち無職である者  | 26    | 33    | 31    | 24    | 42    | 24    |
| 無職である者の割合 | 27.7% | 37.9% | 34.1% | 33.3% | 45.7% | 32.9% |

（出典：法務省調査）

県内で令和5年に登録されている協力雇用主の登録数は222事業者であり、そのうち、実際に雇用している協力雇用主は8事業者、雇用されている者は10人です。

協力雇用主の登録数は、毎年増加していますが、実際に雇用している協力雇用主数や雇用されている者の数は、年により増減があり、登録数の増加が実際の雇用に結びついていない状況です。

要因としては、矯正施設だけでは実施可能な職業訓練は限られていることから、必ずしも、協力雇用主として登録している企業の雇用ニーズに即した職業訓練が十分に実施できているとは言えない状況にあることが考えられます。

一方で、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主を開拓していく必要がありますが、そのためには、協力雇用主の取組について、広く県民から理解され社会的にも評価される取組が必要です。

< 協力雇用主等の状況（徳島県） >

（単位：者・人）

|                   | H31 年 | R 元年 | R 2 年 | R 3 年 | R 4 年 | R 5 年 |
|-------------------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 協力雇用主数            | 162   | 174  | 188   | 207   | 211   | 222   |
| うち実際に雇用している協力雇用主数 | 14    | 22   | 18    | 8     | 20    | 8     |
| 雇用されている者の数        | 17    | 28   | 20    | 9     | 23    | 10    |

※平成 31 年まで 4 月 1 日現在、令和元年から 10 月 1 日現在 （出典：法務省調査）

不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、国においては、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等に取り組んできました。

令和 5 年度の県内の刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者数は、33 人で、そのうち就職した者の数は 16 人となっています。

（単位：人）

|          | H30 年 | R 元年  | R 2 年 | R 3 年 | R 4 年 | R 5 年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 支援対象者数   | 35    | 50    | 35    | 27    | 57    | 33    |
| うち就職した者  | 10    | 20    | 16    | 20    | 29    | 16    |
| 就職した者の割合 | 28.6% | 40.0% | 45.7% | 74.1% | 50.9% | 48.5% |

（出典：法務省調査）

犯罪をした者等の就労に対する課題として、健全な社会生活や就労の経験が乏しいため社会生活への適応力が低い、あるいは対人スキルに乏しく人間関係のトラブルや些細な失敗で離職し、就職や就労を継続することが難しい人がいることや、一般就労と福祉的就労の狭間にあつて、人とのコミュニケーションが不得意等の理由で職場環境にうまく対応できず、就労支援に特別の配慮が必要な人がいること、高齢や障がいなどの理由により就労が難しい人がいることなどが挙げられます。

また、徳島刑務所の受刑者の多くが県外出身者のため、就労の支援に限界があることが指摘されています。

犯罪をした者等が安定した職を得て定着するためには、本人の意向や適性などを踏まえたきめ細かな支援が求められます。県や市町村においては、犯罪をした者等であるか否かに関係なく、利用可能な既存の各種施策・制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施すること、また、当該施策・支援を犯罪をした者等にとって利用しやすいものとするのが重要です。

## イ 国の取組

- 徳島保護観察所においては、就労・職場定着奨励金や就労継続奨励金の給付や身元保証制度の実施、協力雇用主の確保に取り組んでいます。

また、障がい者・生活困窮者等への就労支援の活用を図るため、徳島県が取り組んでいる「農福連携」の現状の確認や障がい者支援施設への見学訪問、協力雇用主（農業）への訪問調査・協議会（意見交換会）の開催等、障がいのある犯罪をした者等への「農福連携」による就労支援を検討しています。

＜参考＞農福連携の効果：他県の先進事例などから、次の効果が考えられます。

- ① 農産物の生産に加え農産物の加工等、多様な作業があり、犯罪をした者等の特性にあった就労や作業が組みやすいこと
- ② 生産した農作物を収穫するなど、就労による成果（農作物やその加工品）が見えやすく成功体験を得やすいこと
- ③ 収穫等個人でコツコツとする作業が多く、コミュニケーションが不得意な者についても継続しやすいこと
- ④ 汗をかく喜びや体力作り、ストレス発散、自然とのふれあいなど、心身に良い影響を与えること

- 四国矯正管区矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク四国」）は、全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を管理しており、出所者等の雇用を希望する事業主に、雇用ニーズにマッチする者を収容している矯正施設等を紹介する雇用情報提供サービスを行っています。

また、面接旅費の補助やリモート面接の調整などの出所者等の採用手続支援を行っているほか、出所者等雇用の相談窓口として事業主からの各種相談に対応するなど、事業主に対する就労支援を実施しています。

- 徳島刑務所においては、コレワーク四国や公共職業安定所（通称「ハローワーク」）と連携・協力しながら、受刑者が在所中に協力雇用主等から採用内定を得られるよう取り組んでいます。また、刑務所内で受刑者を対象とした職業講話を開催したり、民間企業へ外出させる職場体験を実施しています。
- 徳島労働局においては、徳島刑務所や徳島保護観察所等との連携強化やハローワーク職員の資質向上を目的とした経験交流会への参加、刑務所出所者等就労支援事業専用求人を活用した職業相談・職業紹介などに取り組んでいます。

## ウ 県の取組

- 「徳島県再犯防止総合相談窓口」を設置し、地域生活で困ったり、犯罪行為をしてしまう本人や家族又は支援関係者等を対象に、相談受付や各関係支援機関への連絡調整・紹介を実施します。【生活環境部】
- とくしまジョブステーションにおいて、駅のハローワークと連携しながらニーズに応じたきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施し、就労の促進に努めます。【生活環境部】
- 生活困窮者自立支援事業の相談窓口を設置し、相談者の実情を把握した上、必要に応じて就労準備支援や就労訓練事業を実施します。  
また、犯罪をした人等には、心身等に障がいを抱える者や高齢者等も含まれるため、関係機関との連携を密にし、アウトリーチによる訪問支援や同行訪問を行うなど、複合的な課題を解決するとともに、就労訓練先となる事業所の開拓など、就労自立に向けた取組を実施します。【保健福祉部】
- 建設工事競争入札参加資格において、協力雇用主として登録を受けている事業者を新たに評価し、令和9年度の格付けから適用します。  
【県土整備部】

## エ 民間団体の取組

- 更生保護法人徳島県更生保護協会（以下「徳島県更生保護協会」という。）においては、犯罪をした者等が就職する際の身元保証に要する費用の一部又は全部を供与しています。
- 更生保護法人徳島自立会（以下「徳島自立会」という。）においては、犯罪をした者等に対して就職に向けた指導や援助を実施しています。
- 特定非営利活動法人徳島県就労支援事業者機構（以下「徳島県就労支援事業者機構」という。）においては、協力雇用主の開拓や、犯罪をした者等を雇用した事業主に対する助成金の支給等に取り組んでいます。また、雇用した保護観察対象者等の不注意により雇用者の車輛や機械類あるいは第三者に対して損害を与えてしまった場合、弁償金をお支払いしています。
- 県下の各保護司会においては、矯正施設の仮釈放者等がスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就労の確保などを行い必要な受入態勢を整える生活環境調整を実施しています。
- 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会（以下「徳島県社会福祉協議会」とい

う。)においては、県から生活困窮者自立支援事業の自立相談支援事業を受託し、県内町村部の自立相談窓口として、関係機関と連携を図りながら、生活困窮者（犯罪をした者等を含む）の自立に向けた取組を展開しています。

## 2 住居の確保

### ア 現状及び課題

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっている（国第二次計画より）ことから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえます。

法務省調査によると、徳島刑務所において、令和5年の出所者58人のうち、適当な帰住先がない者は15人（出所者全体の25.9%）であり、全国平均の16.0%を大きく上回っています。

＜刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合（徳島県）＞ （単位：人）

|            | H30年  | R元年   | R2年   | R3年   | R4年   | R5年   |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 刑務所出所人員    | 66    | 68    | 78    | 38    | 52    | 58    |
| うち帰住先がない者  | 8     | 17    | 17    | 10    | 18    | 15    |
| 帰住先がない者の割合 | 12.1% | 25.0% | 21.8% | 26.3% | 34.6% | 25.9% |

（出典：法務省調査）

県内に、更生保護施設は1施設、自立準備ホームは5施設ありますが、更生保護施設及び自立準備ホームにおいて令和5年度に一時的に居場所を確保した者は60人でした。

＜更生保護施設等に一時的に居場所を確保した者の数（徳島県）＞ （単位：人）

|         | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---------|-------|------|------|------|------|------|
| 更生保護施設  | 74    | 59   | 51   | 35   | 63   | 59   |
| 自立準備ホーム | 6     | 4    | 5    | 3    | 5    | 1    |

（出典：法務省調査）

更生保護施設や自立準備ホームでは、宿泊場所や食事の提供のほか、社会復帰のための就職援助や生活相談など、自立に向けた支援を受けることができますが、あくまでも一時的な居場所であり、入所できる期間には上限があります。

更生保護施設で生活する者の中には退所時に、安定した住居を構えることができない者がおり、特に高齢障がい者についてはより厳しい状況にあります。

また、犯罪をした者等の民間賃貸住宅への入居に当たっては、高齢や障がい、病気などにより就労が困難なため経済的基盤が不安定であり、家賃支払能力等に不安がある場合や、保証人の確保ができないこと等の理由により、入居が困難な場合があります。

そのため、犯罪をした者等の住居を安定的に確保するためには、公営住宅への入居促進や、住宅セーフティネット制度の活用促進を図る必要があり、住宅確保要配慮者に対して入居前や入居後の支援を行う居住支援法人の役割がより重要になります。

なお、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るための「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号）が令和6年6月5日に公布され、令和7年10月1日施行予定であり、住宅部局（国土交通省）と福祉部局（厚生労働省）が共同連携して、改正法の施行に向けた準備や制度の周知に取り組んでいます。

同法の改正は、単身世帯の増加、持家率の低下等により要配慮者の賃貸住宅への円滑なニーズが高まることが想定される一方で、単身高齢者などの住宅確保要配慮者に対しては、入居後の不安を理由に大家の拒否感が大きいことなどを背景に、住宅セーフティネット制度による居住支援施策の見直しを行うものであるところ、居住支援施策の対象には、低所得者や高齢者、障がい者などに加えて犯罪をした者等も含まれます。

## イ 国の取組

- 徳島保護観察所では、更生保護施設や自立準備ホームでの受入れ、更生緊急保護や特別調整による居場所の確保等に取り組んでいます。

また、県及び市町村に設置されている居住支援協議会への参画や、県内の居住支援法人の見学・事業内容の確認等を予定しています。

- 徳島刑務所においては、帰住先や引受人のない受刑者について、徳島保護観察所と連携して、更生保護施設や自立準備ホームへ帰住させるよう取り組んでいるほか、就労支援において住み込み可能な協力雇用主との採用面接を調整しています。

## ウ 県の取組

- 県営住宅について、年4回の定期募集に加えて随時募集を実施することなどにより、住宅確保要配慮者の入居の機会確保に努めます。【県土整備部】

※ 県営住宅は、「世帯」での申し込みが原則ですが、一定の要件を満たす場合は、居室数が2室以下又は床面積の合計が55㎡未満の住宅に限り、単身でも申し込みできます。

また、県営住宅への入居は原則として2名の連帯保証人の確保が必要で

すが、一定の要件を満たす場合は、連帯保証人を「不要」としております。

- 犯罪をした者等については、住宅セーフティネット法の対象となる住宅確保要配慮者として、住宅の供給に取り組みます。

また、入居前や入居後の支援を行う居住支援法人の役割は重要であり、令和2年2月に指定済みの東京都所在の居住支援法人に加えて、令和6年4月に新たに県内所在の居住支援法人を指定したところですが、今後とも、セーフティネット住宅の登録及び居住支援法人の指定に努めます。

さらに、居住支援協議会等を通じ、犯罪をした者等への事業者等の理解が深まるよう、居住支援に関する情報共有を進めます。【県土整備部】

- 「徳島県再犯防止総合相談窓口」を設置し、地域生活で困ったり、犯罪行為をしてしまう本人や家族又は支援関係者等を対象に、相談受付や各関係支援機関への連絡調整・紹介を実施します。（再掲）【生活環境部】

- 生活困窮者自立支援事業の相談窓口を設置し、相談者の実情を把握した上、必要に応じて住居確保給付金を支給します。

また、自立相談支援機関に「住まいの総合相談窓口」を設置し、住まいに関する総合的な相談対応や入居前から入居後までの一貫した支援を実施します。【保健福祉部】

## エ 民間団体の取組

- 県下の各保護司会においては、矯正施設の仮釈放者がスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行い必要な受入態勢を整える生活環境の調整を実施しています。

- 徳島県更生保護協会においては、出所者へ帰住旅費や食事費等の更生援助金を給貸与しています。

- 徳島自立会では、徳島保護観察所と連携して、更生保護施設において犯罪をした者等のうち身寄りや住居がない者に対して宿泊場所や食事など、安心して自立の準備に集中できる生活基盤を提供するとともに、自立に向けた指導や調整（退所後における住居の調整指導、福祉や医療機関への橋渡し等）の実施等に取り組んでいます。

また、退所後、引き続き地域で安定した生活が営めるよう定期的な訪問支援にも取り組んでいます。

- 徳島県地域生活定着支援センターにおいては、徳島保護観察所からの依頼に基づき、犯罪をした者等の福祉サービスに係るニーズの確認を行い、受け入れ先施設の調整等に取り組んでいます。

## 第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

### 1 高齢者又は障がいのある者に対する支援

#### ア 現状及び課題

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています（国第二次計画より）。

令和5年の徳島県における新受刑者（犯罪時に徳島県に居住していた者）50人のうち、65歳以上の高齢者は12人（24.0%）で、全国平均（14.3%）を大きく上回っています。

（単位：人）

|     |       | H30年             | R元年              | R2年              | R3年              | R4年              | R5年              |
|-----|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 徳島県 | 総数    | 85               | 84               | 63               | 81               | 56               | 50               |
|     | 65歳以上 | 23<br>(27.1%)    | 19<br>(22.6%)    | 14<br>(22.2%)    | 18<br>(22.2%)    | 14<br>(25.0%)    | 12<br>(24.0%)    |
| 全国  | 総数    | 18,272           | 17,464           | 16,620           | 16,152           | 14,460           | 14,085           |
|     | 65歳以上 | 2,222<br>(12.2%) | 2,252<br>(12.9%) | 2,143<br>(12.9%) | 2,233<br>(13.8%) | 2,025<br>(14.0%) | 2,009<br>(14.3%) |

（出典：法務省矯正局調査）

また、令和5年の徳島県における新受刑者50人のうち、入所時の精神診断において「精神障がいあり」と診断された者は13人（26.0%）で、全国平均（20.4%）を上回っています。

（単位：人）

|     |         | H30年             | R元年              | R2年              | R3年              | R4年              | R5年              |
|-----|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 徳島県 | 総数      | 85               | 84               | 63               | 81               | 56               | 50               |
|     | 精神障がいあり | 22<br>(25.9%)    | 29<br>(34.5%)    | 14<br>(22.2%)    | 23<br>(28.4%)    | 15<br>(26.8%)    | 13<br>(26.0%)    |
| 全国  | 総数      | 18,272           | 17,464           | 16,620           | 16,152           | 14,460           | 14,085           |
|     | 精神障がいあり | 2,733<br>(15.0%) | 2,578<br>(14.8%) | 2,544<br>(15.3%) | 2,510<br>(15.5%) | 2,446<br>(16.9%) | 2,877<br>(20.4%) |

（出典：法務省矯正局調査）

高齢者や知的障がい、精神障がいのある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、県、市町村、地域の保健医療・福祉関係機関の更なる連携強化を図る必要があることなどの

課題もあり、これらの課題に対応した取組を更に進める必要があります。

## イ 国の取組

- 徳島地方検察庁においては刑事政策推進担当者を指名し、起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援として福祉サービスへのつなぎ支援や更生緊急保護等の支援に取り組んでいます。
- 徳島保護観察所では、高齢や障がい等により、自立した生活を営む上で、福祉サービス等を受けることが必要な者に対する特別調整、入口支援に対する取組を関係機関の協力を得ながら進めています。
- 徳島刑務所では、出口支援の一環として、社会福祉士の資格を持った職員が高齢、障がいのある受刑者と面接を実施して、個々の特性に応じた福祉サービスのニーズを把握し、出所に向けて福祉関係機関と調整を実施しています。また、徳島県内の社会福祉法人の職員を招へいして、福祉的支援検討会を開催し、出所者支援に理解を深めていただく取組を進めています。

## ウ 県の取組

- 生活困窮者自立支援事業の相談窓口を設置し、相談者の実情を把握した上、必要に応じて就労準備支援や就労訓練事業、住居確保給付金の支給を実施します。  
また、保健・医療・福祉サービス等の支援制度や手続についての平易でわかりやすい言葉による細やかな周知を行います。【保健福祉部】

## エ 民間団体の取組

- 徳島自立会においては、高齢又は障がいを有する犯罪をした者等に対して就労支援及び福祉サービスへの橋渡し等に取り組んでいます。  
また、退所後、引き続き地域で安定した生活が営めるよう定期的な訪問支援にも取り組んでいます。
- 徳島県地域生活定着支援センターにおいては、徳島保護観察所からの依頼に基づき、犯罪をした者等の福祉サービスに係るニーズの確認を行い、高齢又は障がいを有し、福祉サービスを受けることを希望する者については、申請支援等を行っています。
- 徳島弁護士会においては、罪に問われた高齢者・障がいを有する可能性のある者に対して、被疑者、被告人又は少年保護事件の対象となった場合に、社会福祉士等と連携して更生支援計画の策定等福祉的支援活動を行っています。
- 生活困難者が経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限され

ることのないよう、県内の医療機関が無料または低額な診療費で治療を受けられる無料低額診療事業を実施しています。

(同事業の実施医療機関は、徳島県ホームページで確認できます。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/chiikifukushi/5021677/>)

- 生活困難者が経済的な理由によって、必要な介護を受ける機会が制限されることのないよう、無料又は低額な料金で介護老人保健施設を利用できるよう、県内の社会福祉法人が無料低額介護老人保健施設利用事業を実施しています。

(同事業の対象施設は、徳島県ホームページで確認できます。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/koreishafukushi/5010449/>)

## 2 薬物依存症者に対する支援

### ア 現状及び課題

警察庁が発表した「令和5年における組織犯罪の情勢」によると、全国の令和5年の薬物事犯の検挙人員は13,330人と前年(12,142人)より増加しています。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は5,914人と前年(6,124人)よりやや減少しましたが、大麻事犯の検挙人員が6,482人と前年(5,342人)より大幅に増加し、初めて大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯の検挙人員を上回っています。また、大麻事犯の検挙人員の7割以上が30歳未満であり、若年層における大麻の乱用が拡大しています。

本県においては、令和5年の薬物事犯の検挙人員は27人と前年(34人)よりやや減少しましたが、その約6割を大麻事犯が占めています(令和6年度徳島県薬物乱用対策事業推進方針より)。

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、矯正施設や保護観察所における改善更生に向けた指導や支援だけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、刑事司法関係機関や地域社会の保健医療機関、民間支援団体などが連携して、息の長い支援に取り組む必要があります。

特に、薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気であり、回復可能であることの普及啓発や、薬物依存の問題を抱える者が地域で継続的に相談や治療を受けられるようにするための相談拠点や専門医療機関の拡充、医療従事者の育成等が重要です。

薬物事犯保護観察対象者のうち、令和5年度に保健医療機関による治療・支援を受けた者は1人(5.0%)でした。

(単位：人)

|                  | H30年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | R 4 年度 | R 5 年度 |
|------------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 薬物事犯<br>保護観察対象者  | 21    | 26    | 16     | 12     | 12     | 20     |
| うち治療・支援<br>を受けた者 | 10    | 7     | 5      | 3      | 1      | 1      |
| 全体に占める割合         | 47.6% | 26.9% | 31.3%  | 25.0%  | 8.3%   | 5.0%   |

(出典：法務省調査)

## イ 国の取組

○ 徳島保護観察所では、

### <断薬指導>

覚醒剤や大麻などの使用事犯により保護観察を受けている者に対し、面接による断薬指導のほか、任意による簡易薬物検査を実施しています。

### <薬物乱用防止プログラムの実施>

覚醒剤や大麻などの使用事犯による仮釈放者、保護観察付執行猶予者、少年院仮退所者、保護観察処分少年に対する薬物乱用防止プログラム（簡易薬物検出検査を含む。）を実施しています。

また、管内の更生保護施設が薬物依存等からの回復に係る特定補導の実施施設に登録されており、同施設に対して薬物依存等からの回復に係る特定補導について積極的に委託しています。

### <薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの実施>

法務省及び厚生労働省が共同で取り組んでいる「医療・福祉機関との連携」「ダルク等との連携」を取り入れた保護観察を実施します。徳島ダルクを自立準備ホーム及び薬物依存回復訓練施設として登録しており、必要に応じて国費による委託を実施しています。

また、薬物依存のある保護観察対象者に対する処遇の充実強化や息の長い支援を図るため、精神科医療機関等と連携し、保護観察対象者の同意を得て通院等指示を行い、治療や支援の状況等の適切な把握に努めています。

さらに、地域援助の一環として、刑期終了後の者のうち希望者については、生活相談、簡易薬物検出検査等、断薬に向けての取組も実施しています。

### <関係機関による連絡協議会の実施>

改正更生保護法に基づく保護観察所による地域援助として、再犯防止推進のための地域支援ネットワーク（あわサポートネット）構築に取り組み、地域における薬物依存症に関する課題の共有や課題への対応方法等の検討を通じ、薬物治療を行う医療機関との連携を深め、地域の関係機関・団体

との連携強化を図っています。

#### <薬物依存事犯者引受人会の実施>

社会医療法人あいざと会藍里病院や一般社団法人ARTS（薬物依存症家族会）の協力を得て、引受人（家族）等に対して、薬物依存症への理解を深めてもらうほか、関係機関の相談窓口や病院・ARTSが主催する家族会の情報などを共有しています。

- 徳島少年鑑別所では、薬物乱用防止指導として、在所者に対して、薬物乱用防止に関するDVD視聴や、職員の講話に参加する機会を提供しています。また、依頼に応じて薬物乱用防止教室や出前事業を実施しています。
- 徳島刑務所では、麻薬、覚醒剤、その他薬物に依存がある受刑者に対し、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自身の問題を理解させた上で断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得するとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識できるよう、薬物依存離脱指導を実施しています（ワークブックの指導を中心とした必修プログラム、グループ形式での指導を中心とした専門プログラム、個別面接等を中心とした選択プログラム）。

#### ウ 県の取組

- 薬物乱用対策を総合的かつ効果的に推進するため設置された「徳島県薬物乱用対策推進本部会議」を中心に関係機関が連携し、若年層に重点を置いた広報、啓発及び教育等を通じた全世代への薬物乱用未然防止を推進するとともに、薬物乱用者の社会復帰支援及び薬物関連相談窓口体制等の充実を図ります。【保健福祉部、生活環境部、こども未来部、教育委員会ほか】
- 徳島県薬物乱用防止協議会総会を開催し、県全体の活動方針を確認し、その方針を踏まえ、県下6地区の協議会総会で共有し、薬物乱用防止活動を推進します。  
また、年間を通して協議会会員（薬物乱用防止指導員）による地域での薬物乱用防止活動を展開します。【保健福祉部】
- 関係機関と連携し、小・中・高等学校等において、薬物乱用防止教室を開催し、薬物に対する正しい知識の普及啓発に努めます。  
【保健福祉部、教育委員会】
- 精神保健福祉センター内に相談窓口（とくしま依存症相談拠点）を開設し薬物乱用に悩む本人及び家族等からの相談に応じます。  
また、ダルクメンバーと関係者による支援協議やフォーラム打合わせ等の会議を開催します。【保健福祉部】

- 依存症の医療体制の整備を進めるため、徳島県依存症専門医療機関選定要綱を策定し、アルコールや薬物・ギャンブル等の依存症に悩む本人や家族等が相談・診察を受けられる、依存症対策に取り組む体制の整った保険医療機関を登録・公表します。

令和6年8月26日時点で、薬物依存症を対象とする保険医療機関として、「社会医療法人あいざと会藍里病院」を依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関として登録しているところ、今後も依存症専門医療機関及び依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備を進めて参ります。

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、「徳島県依存症等対策推進会議」を開催し、関係機関の連携を強化します。【保健福祉部】

## エ 民間団体の取組

- 徳島県更生保護女性連盟の県下46地区会長が県から薬物乱用防止指導員の委嘱を受け、県内の各地域において開催される様々なイベントに参加し、薬物乱用等に係る啓発・広報活動を行っています。
- また、県内の少年警察ボランティアや保護司等も薬物乱用防止指導員の委嘱を受け、各種啓発・広報活動を行っています。
- 徳島ダルクにおいては、薬物をはじめとする様々な依存症者に対して回復のための共同生活の場や、回復プログラム等を提供するとともに、薬物依存症者の家族等への相談支援やフォーラムによる啓発等に取り組んでいます。  
また、自立準備ホームの運営を受託し、刑務所満期出所者や仮釈放者、保護観察中の者、依存症の治療・回復プログラムを受けている者について、共同生活による生活訓練を提供しています。

## 第3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施のための取組

### 1 非行の防止

#### ア 現状及び課題

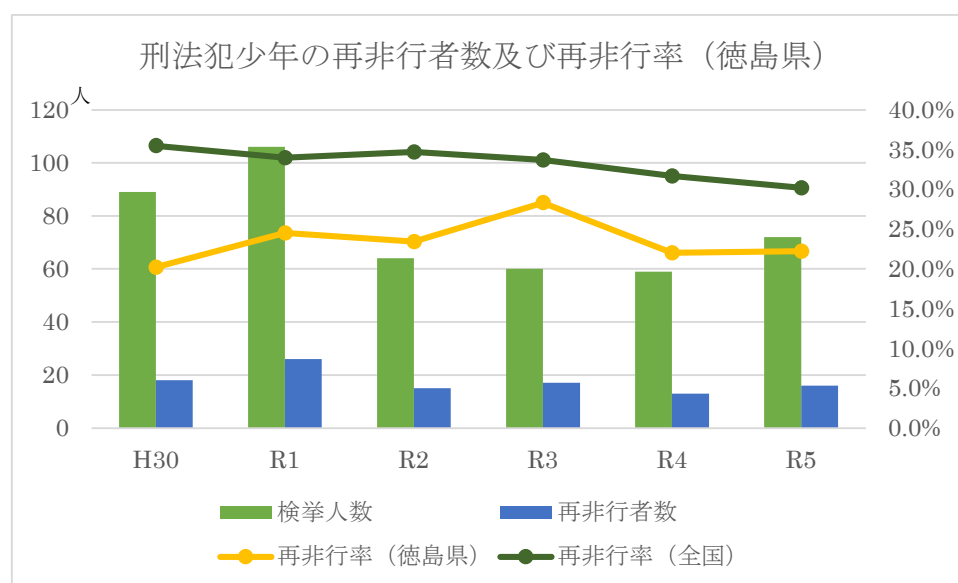
令和5年の徳島県における刑法犯少年の検挙人員は72人と前年に比べ13人増加しています。

また、令和5年中の刑法犯少年の再非行の割合は22.2%であり、平成28年以降、全国の再非行の割合より低い状態が続いています。

(単位：人)

|         | H30 年 | R 元年  | R 2 年 | R 3 年 | R 4 年 | R 5 年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 刑法犯少年   | 89    | 106   | 64    | 60    | 59    | 72    |
| うち再非行者数 | 18    | 26    | 15    | 17    | 13    | 16    |
| 再非行率    | 20.2% | 24.5% | 23.4% | 28.3% | 22.0% | 22.2% |

(出典：徳島県警察)



非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。

## イ 国の取組

- 徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、学校等の依頼による法教育出前授業や非行防止教室の実施、問題行動を呈している少年及びその家族、関係機関等への具体的援助（面接の実施、事例検討会議への参加等）等に取り組んでいます。

## ウ 県の取組

- 徳島学院では、学校や家庭で適応が困難な18歳未満の子どもたちを受け入れ、心身の成長を支援します。  
加えて、「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会（青少年育成フォーラム）を開催して、青少年の健全育成・非行防止に係る啓発に取り組めます。【こども未来部】

- 徳島県警察においては、少年相談、街頭補導活動、広報啓発活動に取り組

むほか、学校において非行防止教室等を開催し、非行の未然防止に努めます。

さらに、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として、少年サポートセンターが中心となり、少年とその保護者に対する継続的な指導・助言を行うほか、少年警察ボランティアや関係機関と連携し、農業体験、スポーツ活動、社会奉仕体験活動などの居場所づくりを通して、非行少年や修学等に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援を推進します。【徳島県警察】

## エ 民間団体の取組

- 徳島県更生保護協会においては、「社会を明るくする運動」に参加しているほか、徳島保護観察所や関係団体と連携して、非行防止をテーマに「中学校生徒弁論大会」及び「小中学生作文コンテスト」を開催し、広報・啓発に取り組んでいます。
- 徳島県保護司会連合会においては、各地区保護司会の学校担当保護司を中心に関係者との連絡協議会や、登下校時の声掛け運動を実施しています。
- 徳島県更生保護女性連盟においては、徳島県ＢＢＳ連盟や徳島県保護司会連合会と連携して各種非行防止活動を実施するほか、各地区更生保護女性会において、料理教室や伝統遊びなどの地域交流活動・子育て支援活動を実施し、子どもの健全育成に努めています。
- 徳島県ＢＢＳ連盟においては、子ども・若者が犯罪や非行などの問題行動に陥ることなく、また、生きづらさを抱えながらも自分らしく前向きに生きていけるよう、自他共に大切にできる豊かな心を育むことを目的に、スポーツ・レクリエーション・体験活動等の健全育成活動に取り組んでいます。

## 2 学校等と連携した修学支援の実施

### ア 現状及び課題

全国の高等学校への進学率は、98.8%ですが、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況にあります。（国第二次計画より）

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力を求められることが多い実情にあることに鑑み、非行等により通学や進学を中断した少年に対しては、本人の意向を踏まえ、それぞれの事情について配慮の上、矯正施設や保護観察所、学校などの関係機関

が連携して修学を支援する必要があります。

平成 30 年から令和 5 年までの間に少年院を仮退院して保護観察となり、徳島県内に帰住した者は 36 人（表 A 参照）でした。

また、少年院を仮退院して保護観察となり、平成 30 年から令和 5 年までの間に保護観察が終了した者は 43 名で、その内、保護観察終了時に学生等であった者は 4 人（表 B 下段参照）でした。

（出典：徳島保護観察所）

〈表 A〉

（単位：人）

|            | H30 年 | R 元年 | R 2 年 | R 3 年 | R 4 年 | R 5 年 |
|------------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 徳島県内に帰住した者 | 12    | 2    | 7     | 5     | 5     | 5     |

〈表 B〉

（単位：人）

|               | H30 年 | R 元年 | R 2 年 | R 3 年 | R 4 年 | R 5 年 |
|---------------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 保護観察を終了した者    | 11    | 7    | 10    | 6     | 3     | 6     |
| 上記人数の内、学生等の人数 | 1     | 0    | 0     | 1     | 0     | 2     |

## イ 国の取組

- 徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、学校等の依頼による法教育出前授業や非行防止教室の実施、問題行動を呈している少年及びその家族、関係機関等への具体的援助（面接の実施、事例検討会議への参加等）等に取り組んでいます。（再掲）

## ウ 県の取組

- 子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関相互の情報共有を図るとともに、支援者養成講習会を開催し、子ども・若者の支援者の資質向上を図ります。

また、徳島学院では、学校や家庭で適応が困難な 18 歳未満の子どもたちを受け入れ、心身の成長を支援します。（再掲）【こども未来部】

- 徳島県若年者就職サポートセンター（ジョブカフェとくしま）においては、併設の徳島新卒応援ハローワークやとくしまジョブステーションなど、関係機関との連携のもとで、若年者等の方を対象として職業相談や適性診断、各種セミナー等を実施します。【生活環境部】

- 阿波っ子スクールサポートチーム会議を開催し、児童生徒の問題行動等について学校と関係機関が協議、情報共有を図り、児童生徒への適切な対応につなげます。

また、家庭の経済状況にかかわらずすべての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てるための就学支援金を支給し、低所得世帯に対して、授業料以外の学用品等の教育費を給付します。なお、私立高等学校等に通う生徒に対しては、世帯の収入に応じて就学支援金に加算して補助します。

さらに、高等学校を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、支給要件に基づき、授業料の支援を行います。

【教育委員会】 【こども未来部】

- 県内の対象地域において生活困窮家庭の子ども（中学生）を対象に、オンラインによる学習と居場所づくりの支援を行うバーチャルスクールカフェを実施します。【保健福祉部】

- 徳島県警察では、阿波っ子スクールサポートチームの活用や、法務少年支援センター等の関係機関と連携した支援活動を展開するなどして、問題を抱えた少年の立ち直り支援を推進します。【徳島県警察】

## 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

### 1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施

#### ア 現状及び課題

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

（国第二次計画より）

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、国においては、これまで矯正施設や保護観察所におけるアセスメント機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実を図ってきました。

しかしながら、矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引き継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないことなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を進める必要があります。

## (1) ストーカー加害者に対する指導等

### ア 現状と課題

令和5年の県警察におけるストーカー事案に関する相談対応件数は148件で、前年に比べて2件増加しました。

(単位：件)

|        | H30年 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 |
|--------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談対応件数 | 168  | 173 | 159 | 178 | 146 | 148 |

(出典：徳島県警察)

ストーカー事案の加害者の中には、被害者への強い執着心等から、検挙等されることを考慮せずに再度のつきまとい等を続ける者も存在し、再犯防止のためには、加害者の内面に働きかけを行い、被害者に対する執着心を取り除くことが有効と考えられています。

### イ 国の取組

- 徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、関係機関と連携を図りながら、その依頼に応じて、加害者の特性を把握するための面接や心理テストを実施し、特性に応じた対応策を提案したり、他の支援機関を紹介しています。

### ウ 県の取組

- 徳島県警察においては、ストーカー事案の加害者に対して精神医学的治療等を促すほか、徳島保護観察所等と連携し、加害予防や再犯防止に努めるとともに、ストーカー行為等に関する調査研究結果を活用し、学校等におけるストーカー事案防止対策講座等を行い、加害・被害の両面での未然防止や拡大防止等の取組を推進します。【徳島県警察】

## (2) 暴力団員の社会復帰に向けた指導等

### ア 現状と課題

全国の暴力団情勢について、暴力団構成員等の総数は令和5年12月末現在

で約 20,400 人であり、そのうち県内の暴力団構成員等は約 30 人となっています。また、全国の指定暴力団は令和 5 年 12 月末現在で 25 団体であり、徳島県においては指定暴力団の傘下組織 1 団体を把握しています。

(出典：徳島県警察)

徳島刑務所や徳島保護観察所が行う指導内容について、徳島県警察や福祉関係機関との間で十分な情報共有を行い、連携強化を図る必要があります。

## イ 国の取組

- 徳島刑務所においては、暴力団離脱指導を実施しており、警察等と協力した上で、暴力団の反社会性を認識させ、暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の排除及び離脱意志の醸成を図るなどしています。

## ウ 県の取組

- 徳島県警察においては、公益財団法人徳島県暴力追放県民センター（以下「暴迫センター」という。）と連携し、暴力団からの離脱に向けた支援として、徳島県暴力団離脱・社会復帰支援協議会や社会復帰アドバイザーを通じて、暴力団離脱者に対する就労支援等を実施します。

また、暴力団からの離脱や出所後の社会復帰を望んでいる受刑者に対し、刑務所から要請を受けた警察や暴迫センターが刑務所に赴き、暴力団離脱方法、社会復帰対策、就労支援に関する講話や個々面接等を実施します。

暴力団から離脱した者の社会復帰対策を推進するため、警察本部と徳島公共職業安定所、徳島刑務所等の関係機関が連携を図り、暴力団離脱者の就労希望者に対する指導や就労支援を行います。

暴迫センターにおいては、離脱者を雇用した協賛企業に対する給付金制度を活用し、協賛企業に対する支援を行います。【徳島県警察】

## (3) 性犯罪をした者に対する指導等

### ア 現状と課題

令和 5 年の徳島県内における性犯罪（強制性交等・強制わいせつ※令和 5 年 7 月 13 日から刑法改正により、不同意性交等・不同意わいせつ）による検挙人員数は 9 人で、前年に比べて 1 人増加しています。

(単位：人)

|          | H30 年 | R 元年 | R 2 年 | R 3 年 | R 4 年 | R 5 年 |
|----------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 性犯罪検挙人員数 | 12    | 13   | 12    | 9     | 8     | 9     |

(出典：徳島県警察)

性犯罪をした者については、単一の機関のみで対応することが困難な場合が多いことから、国や徳島県警察等の関係機関と連携して対応する必要があります。

## イ 国の取組

- 徳島保護観察所においては、加害者に対する専門的処遇プログラムの実施や被害者への相談支援を行うとともに、保護観察中の加害者に対して被害者等の心情等を伝達する制度を実施しています。
- 徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、関係機関と連携を図りながら、その依頼に応じて、加害者の特性を把握するための面接や心理テストを実施し、特性に応じた対応策を提案したり、他の支援機関を紹介しています。（再掲）

## ウ 県の取組

- 薬物やアルコールなどを用いた性犯罪・性暴力について周知啓発を行うとともに、被害に遭われた方に対しては「性暴力被害者支援センター『よりそいの樹とくしま』」において関係機関との連携の下、被害者に寄り添った支援を提供するとともに、パネル展の実施等により、全国共通短縮ダイヤル「#8891」や性犯罪・性暴力の防止について周知・啓発に努めます。  
【こども未来部】

- 徳島県精神保健福祉センターにおいては、行動嗜癖による性犯罪行為に係る相談を受け付けています。【保健福祉部】

- 徳島県警察においては、子どもへの暴力的性犯罪で服役し出所した者で、警察庁が登録した者に対しては、徳島保護観察所と連携するなど所在確認を実施して、必要に応じて面談を行うなど、組織的かつ継続的に再犯防止に向けた措置を推進します。【徳島県警察】

## (4) DV加害者に対する指導等

### ア 現状と課題

令和5年の県警察における配偶者暴力事案に関する相談対応件数は522件で、前年に比べて81件増加しました。

(単位：件)

|        | H30年 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 |
|--------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談対応件数 | 432  | 504 | 438 | 485 | 441 | 522 |

DV加害者については、単一の機関のみで解決策を見いだすことが困難な場合が多いことから、市町村や県警察、民間団体等の関係機関との協働を緊密に進める必要があります。

## イ 国の取組

- 徳島保護観察所においては、加害者に対する専門的処遇プログラムの実施や被害者への相談支援を行うとともに、保護観察中の加害者に対して被害者等の心情を伝達する制度を実施しています。(再掲)
- 徳島法務少年支援センター(徳島少年鑑別所)においては、関係機関と連携を図りながら、その依頼に応じて、加害者の特性を把握するための面接や心理テストを実施し、特性に応じた対応策を提案したり、他の支援機関を紹介しています。(再掲)

## ウ 県の取組

- 県においては、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」に基づき、普及啓発等について取り組みます。  
また、こども女性相談センターが配偶者暴力相談支援センターとしても機能し、配偶者等の暴力に悩んでいる方からの相談を受け、助言や必要な情報提供を行います。【こども未来部】
- 徳島県警察においては、加害者への指導警告その他事案に応じた適切な措置を講じ、更なる加害行為の防止に取り組むとともに、保護対策関係機関と連携して、加害予防のための取組を推進します。【徳島県警察】

## 第5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

### 1 民間協力者の活動の推進

#### ア 現状及び課題

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続きが進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いものであり、刑事司法関係機関や地方公共団体の活動とも連携した取組が行われています。こうした民間協力者の活動は、社会において、高く評価されるべきものです。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。

一方で、保護司の担い手確保が年々困難となり、高齢化も進んでいます。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことがかねてより指摘されていたところです。

こうした中、令和6年5月、滋賀県大津市において、保護司が自宅において殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案が発生しました。保護司の安全確保や保護司活動に伴う保護司とそこご家族の負担軽減を図る観点から、個別具体の事案に応じて、自宅以外の場所で身近に面接を行うことができる場所の確保が緊急の課題となっています。

このような保護司活動に伴う課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があります。

<徳島県における保護司数及び保護司充足率（各年1月1日現在）>

（単位：人）

|          | H31年  | R2年   | R3年   | R4年   | R5年   | R6年   |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保 護 司 数  | 472   | 474   | 475   | 477   | 490   | 487   |
| うち女性保護司数 | 119   | 116   | 118   | 125   | 128   | 127   |
| 充 足 率    | 93.3% | 93.7% | 93.9% | 94.3% | 96.8% | 96.2% |

（出典：徳島保護観察所）

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、県からの委託を受けて活動する地域生活定着支援センター、更生支援計画の策定等に関わる社会福祉士・精神保健福祉士、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。

一方で、篤志面接委員や教誨師、ボランティア団体等についても、保護司の場合と同様に、担い手確保が年々困難となり、高齢化も進んでいます。

こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層推進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働きかけを行っていく必要があります。また、“息の長い”支援を行うためには、民間協力者との連携を一層強化していく必要があります。

令和6年6月現在で、徳島県更生保護女性連盟の会員数は、2,581名、徳島県下のBBS会の会員数は40名となっています。前述のとおり、従前から、新規会員の確保に課題があることが指摘されていましたが、さらに、新型コロナウイルス感染症等の影響で減少した会員数の回復を図ることが重要な課題となっています。

徳島県内の自立準備ホームは5団体となっています。

また、民間において更生保護に取り組んでいる更生保護法人として、徳島県更生保護協会と徳島自立会があります。

#### < 民間協力者等の状況（徳島県） >

（単位：人）

|                | R元. 6 | R 2. 6 | R 3. 6 | R 4. 6 | R 5. 6 | R 6. 6 |
|----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 徳島県更生保護女性連盟会員数 | 2,985 | 2,818  | 2,694  | 2,694  | 2,534  | 2,581  |
| BBS会員数         | 125   | 90     | 64     | 49     | 49     | 40     |
| 自立準備ホーム数       | 5団体   | 5団体    | 6団体    | 6団体    | 6団体    | 5団体    |

（出典：徳島保護観察所）

## イ 国の取組

- 徳島保護観察所においては、保護司と連携した保護観察中の者に対する指導監督及び補導援護並びに矯正施設に収容中の者の社会復帰を図るための生活環境の調整の実施に取り組んでいます。また、協力雇用主の情報交換の場を設けています。

また、保護司の面接場所を確保するため、各市町村を訪問し、保護司の自宅近くのコミュニティセンター・公民館等の公共施設を、夜間・休日も含めて保護観察対象者等との面接場所として利用できるよう、協力を依頼しているところです。なお、訪問した市町村からは、協力に前向きな回答をいただいています。

県下の地区保護司会長と共同して、保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い人材から保護司の候補者を確保するとともに、保護司候補者の推薦手続の一層の適正化を図るため、地域の関係機関及び団体の関係者で構成する保護司候補者検討協議会の設置及び運用を行っています。

## ウ 県の取組

- 県においては、民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力や、保護司をはじめとする民間協力者の活動について周知を図り、徳島県保護司会連合会が開催する保護司セミナーに職員の参加を呼びかけるとともに保護司候補者検討協議会の開催への協力を市町村に働きかけるなど、保護司候補者の開拓に協力します。

また、保護司の面接場所として、保護司の自宅近くのコミュニティセンター・公民館等の公共施設が利用できるよう、徳島保護観察所と連携して、各市町村へ協力要請を行います。【生活環境部】

- 更生保護法人への助成支援に取り組むとともに、徳島保護観察所及び更生保護団体等が開催している徳島県更生保護事業関係者顕彰式典において、永年勤続保護司へ知事感謝状を贈呈することにより、更生保護事業関係者一同の意識の高揚を図ります。【保健福祉部】

## エ 民間団体の取組

- 徳島県保護司会連合会においては、「少年の主張徳島県大会」の共催等による啓発活動や、保護司を対象とした研修会の開催などに取り組んでいます。

保護司が地域の関係機関・団体、民間企業等に対し保護司活動等について紹介することにより、保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司適任者を確保する間口の拡大及びそれら団体等の保護司活動への協力を促すことを目的とした「保護司セミナー」を実施しています。

- 徳島県更生保護協会においては、更生保護団体への金銭的支援や機関紙による広報・啓発活動を行っています。
- 徳島県更生保護女性連盟においては、「社会を明るくする運動」への参画や、徳島自立会における食事サービスの実施や寄付、矯正展等の手伝いなどを通じた保護司のサポート等を行っています。
- 徳島自立会においては、犯罪や非行をした身寄りのない人たちを積極的に保護し、生活指導や就労支援等のきめ細やかな指導を行い、社会的、経済的自立を促す取組を行っています。

- 徳島県ＢＢＳ連盟においては、ＢＢＳ会員が、非行のある少年など生きづらさを抱える子ども・若者と「ともだち」になることを通して、それぞれの立ち直りや再チャレンジを支え、自分らしく前向きに生きていくことを促す「ともだち活動」に取り組んでいます。

## 2 広報・啓発活動の推進

### ア 現状及び課題

犯罪をした者等が社会の中で孤立することを防ぎ、再び地域の一員として受け入れられるためには、仕事、住居、福祉など地域に根ざした“息の長い”支援が必要であり、更生保護など再犯防止施策の重要性について、民間協力者や県民への周知に努め、理解を図ることが重要です。

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、犯罪のない安全で安心な明るい地域社会を実現するため、立ち直りを支援する輪を広げていくことを目指して強調月間である7月に毎年実施されており、県内でも様々な行事が実施されています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年に行事参加人数が大きく落ち込み、令和5年の行事参加人数は4,616人であり、平成30年（基準年）の行事参加人数（13,204人）の約3割にとどまっています。

民間協力者や県民の理解を図り、支援する輪を広げるためには、広報・啓発活動の推進が必要であると考えられます。

＜「社会を明るくする運動」行事参加人数（徳島県）＞ (単位：人)

|        | H30年   | R元年   | R2年   | R3年   | R4年   | R5年   |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 行事参加人数 | 13,204 | 8,785 | 1,973 | 4,618 | 5,296 | 4,616 |

(出典：法務省調査)

### イ 国の取組

- 四国矯正管区においては、四国ブロック再犯防止シンポジウムなどの再犯防止に係る行事の開催に取り組んでいます。
- 徳島保護観察所においては、「社会を明るくする運動」を推進しています。
- 徳島刑務所においては、毎年、矯正展を開催しているほか、徳島県内の大学等において、「再犯防止啓発教育」や、受刑者、刑を終えて出所した人等をテーマに「人権啓発教育」を実施します。

- 徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、徳島県地域援助推進協議会の開催や非行防止教室等の地域援助活動の実施に取り組んでいます。

## ウ 県の取組

- 「社会を明るくする運動」に対する協力や、「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会の開催を通じて、少年非行の防止等に係る啓発活動を行います。【こども未来部】

- 「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、犯罪や非行を犯した人への偏見や差別の解消をめざし、教育・啓発の推進に努めます。

加えて、「徳島県人権教育推進方針」に基づき、社会教育や学校教育において教育啓発を推進します。

また、刑を終えて出所した人をめぐる人権問題の実態、学習の進め方や学習資料等、具体的実践につながる内容が掲載されている「人権教育指導書用手引書」の活用の促進を図るとともに、ホームページに実践例（学習指導案）を掲載し、人権教育を推進します。【教育委員会】

- 「再犯防止啓発月間」期間中、ポスターの掲示、ホームページの掲載など、国や市町村と連携し啓発を行います。【生活環境部】

- 人権啓発イベント「とくしま共に生きるフェスタ」の関連行事として、各市町村の公的施設でパンフレット等を活用した啓発を実施します。

【生活環境部】

## エ 民間団体の取組

- 徳島県更生保護女性連盟の県下 46 地区会長が県から薬物乱用防止指導員の委嘱を受け、県内の各地域において開催される様々なイベントに参加し、薬物乱用等に係る啓発・広報活動を行っています。（再掲）

- 徳島県地域生活定着支援センターでは、各種団体からの要請を受けて職員が啓発活動を行う「再犯防止講師派遣事業」を実施しています。

- 徳島ダルクにおいては、フォーラムによる啓発等に取り組んでいます。

- 民間団体全体では「社会を明るくする運動」及び関連する啓発活動に参加しています。

## 第6 地域による包摂を推進するための取組

### 1 地域による包摂の推進

#### ア 現状及び課題

一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法手続の入口の段階、すなわち、起訴猶予、罰金、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を終える場合に、高齢又は障がい等により福祉的支援を必要とする者について、福祉サービスにつなぐ支援を「入口支援」といいます。

徳島地方検察庁が、令和5年度に福祉サービスが必要な者として市町村につないだ者は、1人でした。

(単位：人)

|         | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---------|-------|------|------|------|------|------|
| 入口支援対象者 | 7     | 10   | 2    | 0    | 0    | 1    |

(徳島地方検察庁調べ)

また、徳島県地域生活定着支援センターが令和5年度に徳島保護観察所から特別調整依頼を受けた者は9人でした。

(単位：人)

|         | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|---------|-------|------|------|------|------|------|
| 特別調整対象者 | 9     | 8    | 5    | 4    | 13   | 9    |

(徳島県地域生活定着支援センター調べ)

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、県、市町村、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。

刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に県や市町村が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されます。

そのため、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村の取組が求められますが、再犯の防止等に関する市町

村の理解や施策の実施状況には地域差が認められること、市町村によっては再犯の防止等に関する知見や情報等が十分でない場合があること等の課題が指摘されています。

これらの課題に対応するため、国第二次計画に規定された国、県、市町村の役割を踏まえ、地域社会における国・県・市町村・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくことが必要です。

そのためには、犯罪をした者等の支援活動に携わる関係機関や団体が一堂に会し、情報交換や連携機能強化を図る場や、お互いの顔が見える環境づくりがより重要となります。

<参考>国と地方公共団体の役割（国第二次計画による）

① 国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体をはじめとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。

加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

② 県の役割

広域自治体として、域内の市町村の実情を踏まえ、各市町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

③ 市町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

また、地域における再犯防止の取組を円滑に進めるためには、取組の羅針盤としての「地方再犯防止推進計画」の策定が有効です。

地方計画策定の意義としては、

- ・ 様々な行政領域（就労、住居、保健医療、福祉等）にまたがる再犯防止施策について、整合性をもって総合的に推進することが可能になること
  - ・ 再犯防止施策に関する地方公共団体の具体的な取組内容や進捗状況が明確になり、地域住民に対する啓発活動が期待できること、
  - ・ 計画策定を通じ、庁内で再犯防止施策への理解と合意が得られることになり、また、策定過程に地域の関係機関や民間団体が参画することで、地域の関係者全体の合意形成に資すること、
- 等が挙げられます。

県内では、令和6年度までに、22市町村が地域福祉計画に包含して、地方再犯防止推進計画を策定しています。

## イ 国の取組

- 徳島地方検察庁においては刑事政策推進担当者を指名し、支援対象者を徳島保護観察所や福祉サービスへつないでいます。
- 徳島保護観察所においては、更生保護を担う機関として、地方公共団体及び民間団体等と連携し、犯罪をした者や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、また、非行をなくし、社会の中で立ち直ることができるよう取り組んでいます。

### <あわサポートネット>

再出発を図ろうとする犯罪をした者等をも包摂する「誰一人取り残さない共生社会」の実現に向けて、徳島保護観察所と徳島県地域生活定着支援センターが中心となって、令和5年に徳島独自の「あわサポートネット」を立ち上げ、国、県、市町村、地域の保健医療・福祉関係機関及び民間協力者との連携機能の充実強化と地域支援ネットワークの構築に取り組んでいます。

県下の各地域で犯罪をした者等の支援活動に携わる関係機関・団体の職員が参加しやすいように、東部、南部、西部ブロックごとに連絡会を開催するなど、関係機関や団体が一堂に会し、情報交換や連携機能強化を図る場を提供し、お互いの顔が見える環境づくりに努めています。

更生保護等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等の相談に応じるほか、地方公共団体をはじめとする関係機関の支援者の相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行っています。

- 徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）においては、徳島地区高等学校生徒生活指導連絡協議会、徳島市青少年育成補導センター運営協議会、徳島市いじめ問題等対策連絡協議会、徳島県薬物乱用対策推進本部会議、徳島県要保護児童対策地域協議会等へ参画しています。
- 徳島刑務所においては、おおむね年1回の頻度で協力雇用主、社会福祉法人、農福連携関係団体等を対象に、所内見学を含めた意見交換会等を開催し、生きづらさを抱える受刑者に対する理解を深めていただくことによって、地域における出所者等に対する支援ネットワークの構築を推進しています。

## ウ 県取組

- 県においては、徳島県薬物乱用対策推進本部会議を開催し、関係各機関とともに、事業推進方針の策定、情報交換を行います。  
さらに、関係機関と連携した薬物乱用防止教室の開催、薬物乱用防止指導員による地域に密着した啓発活動の実施、啓発キャラクターを活用した啓発活動の展開などに取り組みます。【保健福祉部】
- 「徳島県再犯防止総合相談窓口」を設置し、地域生活で困ったり、犯罪行為をしてしまう本人や家族又は支援関係者等を対象に、相談受付や各関係支援機関への連絡調整・紹介を実施します。（再掲）【生活環境部】
- あわサポートネットに積極的に参画し、関係機関や民間協力団体と支援情報等の共有を図ります。【生活環境部、保健福祉部、県土整備部】  
  
また、関係市町村に対して、あわサポートネットの開催を案内するとともに、積極的な参加を要請します。【生活環境部】
- 四国矯正管区が主催する「再犯防止×地方創生」ワークショップ型研修等に参加し、地方自治体と矯正施設の創意工夫による地方創生策や再犯防止活動の促進を図ります。【生活環境部】
- 市町村における地方再犯防止推進計画の策定に向けて、全国の策定状況等について、研修会等を通じて情報提供を行うとともに国とも連携して、市町村における計画の策定を促進します。【生活環境部】
- 市町村における再犯防止に関する意識の醸成や理解促進のための研修会や市町村間での施策の調整や情報共有を行うための会議等を開催し、市町村と連携した施策の推進に取り組みます。【生活環境部】

- 各保護司会が設置する更生保護サポートセンターの設置場所の確保など市町村における保護司活動に対する支援の充実の働きかけを実施します。  
【生活環境部】

## エ 民間団体の取組

- 保護司会においては、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点として、更生保護サポートセンターを県内9地区全てに設置しており、必要に応じて設置場所を増やしていきます。
- 徳島県更生保護協会においては、関係団体（保護司会連合会、更生保護女性連盟、BBS連盟等）への助成を行っています。また、機関誌「更生保護とくしま」を発行し、関係機関に対する広報・啓発に取り組んでいます。
- 徳島県更生保護女性連盟においては、保護司や徳島保護観察所、警察等と連携して、更生保護施設への支援及び犯罪予防活動等を行っています。
- 徳島県地域生活定着支援センターにおいては、医療や福祉、行政、教育関係機関とネットワーク協議会を開催するとともに、事業の普及・啓発を図るため、関係機関からの要請に応じて事業説明を行い、協力機関の拡大や受け入れ先の確保に努めています。  
また、徳島保護観察所とともに「あわサポートネット」を主催し、関係機関・団体との連携機能の充実強化と地域支援ネットワークの構築に取り組んでいます。
- 東みよし町社会福祉協議会においては、生活困窮者自立支援事業による就労支援や家計相談、必要に応じて居住支援協議会による住居の確保を行い、協力団体として参画していくことを検討しています。

## 用 語 解 説

|                          |                                                                                                                                                                         |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ行                       |                                                                                                                                                                         |
| あわサポートネット                | 徳島保護観察所と徳島県地域生活定着支援センターを中心に、県下の多機関連携をより円滑に行うために令和５年度に構築された地域支援ネットワークであり、①「徳島県再犯防止地域支援ネットワーク推進会議」と②「徳島県刑務所出所者等高齢者・障がい者の地域生活定着支援連絡協議会及び地域生活定着支援ネットワーク協議会」を包含した、徳島独自の新たな取組 |
| 入口支援                     | 刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、罰金、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障がい等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組              |
| か行                       |                                                                                                                                                                         |
| 教誨（きょうかい）                | 矯正施設在所者の育成や精神的救済を目的として行われる活動                                                                                                                                            |
| 教誨師                      | 矯正施設在所者の希望に基づき、宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティア                                                                                                                                    |
| 矯正施設                     | 犯罪をした者や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇を行う施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）                                                                                                                      |
| 協力雇用主                    | 犯罪・非行の前歴等のため定職に就くことが容易でない犯罪をした者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主                                                                                                        |
| 更生緊急保護                   | 刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合に、食事の供与や医療及び療養の援助、帰住の援助、金品の給貸与、宿泊する居室及び必要な設備の提供、就職の援助や健全な社会生活を営むために必要な指導助言の実施といった措置を行うこと                                               |
| 更生保護                     | 犯罪をした者等を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人が自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動                                                                            |
| 更生保護施設                   | 主に保護観察所から委託を受けて、住居が無かったり、頼るべき人がいない等の理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を提供するほか、就職援助、生活指導等を行う施設                                                                     |
| コレワーク<br>（矯正就労支援情報センター室） | 前科があるなどの理由から、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者や少年院在院者の就労を支援するために設置された法務省の機関であり、受刑者等の雇用を検討している事業主への「雇用情報提供サービス」、「採用手続支援サービス」、「就労支援相談窓口サービス」を行っている。                                      |
| さ行                       |                                                                                                                                                                         |
| 再犯防止啓発月間                 | 再犯防止推進法第６条に「国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、７月を再犯防止啓発月間とする」旨が定められており、再犯防止シンポジウム等の広報・啓発活動が展開されている。                                                                         |

|                  |                                                                                                                                |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童自立支援施設         | 不良行為をしたりするおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させ、必要な指導を行うことによりその自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設             |
| 「社会を明るくする運動」強調月間 | 犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」について、毎年7月を強調月間としており、期間中には街頭パレードや弁論大会等の各種イベントを実施して啓発・周知を行っている |
| 自立準備ホーム          | あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特徴を生かして自立を促す民間施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に委託して宿泊場所や食事の提供とともに、毎日の生活指導等を行う                          |
| た行               |                                                                                                                                |
| 出口支援             | 矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援（就労、居住支援等を含む）につなげる取組                                                                             |
| 篤志面接委員           | 矯正施設在所者が抱える悩みの相談に乗ったり、教養や趣味に関する指導を行うボランティア                                                                                     |
| 特別調整             | 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障がいをもつ刑務所出所者等であって、かつ適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うこと                            |
| は行               |                                                                                                                                |
| 犯罪をした者等          | 犯罪をした者や非行のある少年（刑務所出所者等を含む）                                                                                                     |
| BBS              | 非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する「Big Brothers and Sisters Movement（BBS運動）」活動等                                |
| 保護観察             | 犯罪をした者等が社会の中で再び犯罪をすることなく更生できるように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行うこと                                                                      |
| 保護観察所            | 法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした者等を、社会の中で更生するよう、保護観察官及び保護司による指導や支援等を行う機関                                                             |
| 保護司              | 犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う                                          |

## 参考資料

### 1 徳島県再犯防止推進協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 犯罪をした者等を支援するための課題等の情報共有や再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき策定した、徳島県再犯防止推進計画（以下、「計画」という。）の管理、検証等を行うため、徳島県再犯防止推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 犯罪をした者等を支援するための課題等について意見を聴取すること。
- (2) 計画に対して意見を聴取すること。
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関及び団体の職員等の中から徳島県生活環境部交通・生活安全担当部長が委嘱する委員により構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

#### (役員)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 協議会は会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会を開くことができない。
- 3 協議会は、やむを得ない事情により協議会の会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席等、必要な協力を求めることができる。

#### (個人情報)

第6条 協議会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、徳島県生活環境部消費者政策課が行う。

(雑則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

○別表（第3条関係）

|                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 有識者                   | 徳島文理大学            |
| 行政（国）                 | 法務省四国矯正管区         |
|                       | 徳島刑務所             |
|                       | 徳島少年鑑別所           |
|                       | 徳島保護観察所           |
|                       | 徳島地方検察庁           |
|                       | 徳島労働局             |
| 行政<br>（市町村）           | 徳島市               |
|                       | 徳島県市長会            |
|                       | 徳島県町村会            |
| 関係団体<br>〔司法・<br>更生保護〕 | 徳島弁護士会            |
|                       | 徳島県保護司会連合会        |
|                       | 更生保護法人徳島県更生保護協会   |
|                       | 徳島県更生保護女性連盟       |
|                       | 徳島県BBS連盟          |
|                       | 更生保護法人徳島自立会       |
| 関係団体<br>（就労支援）        | NPO法人徳島県就労支援事業者機構 |
| 関係団体<br>（福祉）          | 徳島ダルク             |
|                       | 徳島県地域生活定着支援センター   |
|                       | 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会  |



